**大阪府入札監視等委員会 入札監視第1部会　令和4年度第1回定例会議　議事概要**

１　開催日時　　令和4年9月6日（火）午後1時30分から午後3時10分まで

２　場所　　大阪赤十字会館4階　401会議室

３　出席委員　　4名

４　審議対象期間　　令和3年10月1日から令和4年3月31日まで

５　会議の概要　　令和3年度第2回定例会議の抽出事案に係る講評を踏まえた検討状況等について、別添のとおり事務局から報告を行った。

審議対象期間中における入札方式別の発注案件の状況、入札参加停止措置等の状況及び談合情報等の処理状況について、事務局に内容の説明を求めた上で審議を行った。

また、大阪府が契約締結した次の種別の契約（総契約件数1,245件）のうち、委員が抽出した3件について、事案ごとに担当課に入札・契約の過程及び内容の説明を求めた上で審議を行った。

|  |  |
| --- | --- |
| 種　　　　　別 | 内　　　　　訳 |
| 建設工事 | 予定価格250万円を超えるもの |
| 測量・建設コンサルタント等業務 | 予定価格100万円を超えるもの |
| 委託役務業務 | 予定価格100万円（物件の借入れに  ついては80万円）を超えるもの |
| 物品購入 | 予定価格160万円を超えるもの |

６　審議の結果　　これらの処理状況・事案は概ね適正であると認める。

７　委員からの質問とそれに対する回答　　別添のとおり

【抽出事案一覧】

|  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- |
| 入 札 方 式 等 | | 案　　　件　　　名 | 契約金額(円) |
| 委託役務 | 総合評価一般競争 | 大和川下流流域下水道 今池水みらいセンター 包括管理事業 | 16,500,000,000 |
| 委託役務 | 随意契約 | 新型コロナウイルス感染症宿泊施設確保等業務（単価契約） | 981,415,512 |
| 委託役務 | 随意契約 | 新型コロナウイルス感染症に係る診療型宿泊療養施設における健康管理等業務 | 222,266,077 |

別　添

**≪令和4年度第1回定例会議抽出事案≫**

|  |  |
| --- | --- |
| **【大和川下流流域下水道 今池水みらいセンター 包括管理事業】** | |
| 委　　員　　質　　問 | 担　　当　　課　　等　　回　　答 |
| 一者入札及び落札率が高くなっている理由は何か。 | 本件は、焼却炉施設の更新と処理場全体の運転管理業務を一体的に発注することで、民間事業者の創意工夫による事業効果を期待したものであるが、事業者側でメリットの検討をされた結果、入札参加に至らなかったものと考えられる。また、事業費についても、これまでの府における経費縮減が進んでいるため、事業者側でこれ以上の削減は困難と判断されたものと考えられる。 |
| 本件は紙による入札としているが、参加者が一者しかないと分かれば、競争性がはたらかないため、電子入札とする方がよいのではないか。 | 現行の電子入札では、建設工事と業務委託を合わせて執行できるシステムとなっていないため紙による入札としたもの。今後、電子入札で発注できるよう庁内で検討していきたい。 |
| 今後に向けて改善方針等はあるか。 | 本件は一体的に発注することによって、既に一定のコストメリットは生じているが、一層の事業効果を高めるために、例えば、焼却炉施設に加え他の汚泥処理施設の更新も含めるなど、民間事業者の創意工夫の余地を広げて、より良い発注となるよう努めていきたい。 |
| ≪講　評≫  　　本件は、施設の更新と処理場全体の運転管理業務等を一体的に発注することで、民間事業者の創意工夫による事業効果を期待したものであり、予定価格ベースでも事業費の縮減が図られているということである。本件は特殊な業務であり、そもそも実施可能な事業者が少ないことから、入札による競争性のメリットが生じにくい背景がある。このため、今後も民間事業者の創意工夫の余地を広げるなど、継続的に発注方法の見直しを検討されたい。 | |
| **【新型コロナウイルス感染症宿泊施設確保等業務（単価契約）】** | |
| 委　　員　　質　　問 | 担　　当　　課　　等　　回　　答 |
| 同種の案件で、それぞれ随意契約の適用条項※が異なっている理由は何か。  コロナ禍が3年目となる現在も随意契約としているが、本件の発注は競争入札に適していないということか。  　今後に向けて改善方針等はあるか。 | 厚生労働省の「宿泊施設確保業務マニュアル」では、『事業者の選定に関しては、基本的には一般競争入札によるべきとされているが、関係法令において随意契約によることが認められている』とあり、当初は第2号を適用して随意契約を行っていたが、第5号との使い分けを明確にしていなかった。今後は第2号を適用することとして統一したい。  ※地方自治法施行令第167条の2第1項  　・第2号「不動産の買入れ又は借入れ、普通地方公共団体が必要とする物品の製造、修理、加工又は納入に使用させるため必要な物品の売払いその他の契約でその性質又は目的が競争入札に適しないものをするとき。」  　・第5号「緊急の必要により競争入札に付することができないとき。」  の各号を適用した発注案件が混在していたことを指す。  　各施設において宿泊療養施設に求められる感染対策が施工され運営できることが一番の要件となるが、各施設の間取りには個別性があることから、統一的な仕様を定めることは難しい。また、入札とした場合は公告から契約、施設の整備を行い実際に運用できるまで2ヶ月程度を要し、感染の急拡大に合わせた確保が困難であることから、競争入札には適しないと考えている。  　随意契約の適用条項を統一し、適切に対応する。また、入所者が快適に療養できるよう、引き続き安全対策の徹底も含めて対応していきたい。 |
| ≪講　評≫  　　本件は、新型コロナウイルス感染症の軽症者等が宿泊療養を行うための施設を借り入れるものであり、感染状況に応じた適時の対応が求められるものであるが、事前に公募によって運営上の適格性や施設側の意向等を個別に判断し、公平性や公正性を確保した随意契約であることから、妥当なものであると考える。今後とも、適正な契約手続きの執行及び適切な履行の確保に努められたい。 | |
| **【新型コロナウイルス感染症に係る診療型宿泊療養施設における健康管理等業務】** | |
| 委　　員　　質　　問 | 担　　当　　課　　等　　回　　答 |
| 本件の契約当時、履行可能な事業者はどの程度あったのか。  　感染状況は予測不能な要素が多く、緊急的な随意契約はやむを得ない面もあるため、本件のような発注は競争入札に適していないということか。  　今後に向けて改善方針等はあるか。 | 当時、履行可能な事業者は少なく、本件の前に1施設で中和抗体療法を医療機関に委託していたが、施設を拡充する際に、当該医療機関ではマンパワーが限界とのことであった。しかしながら、早急に施設を整備する必要があったため、人員や資機材の確保が早期に可能であった医療総合支援サービス事業者である本件受注者に委託したもの。  　本件は、感染状況に応じて早急に対応すべき案件であり、平常時から体制を整備しておくことは、人材確保やコスト面からも非効率であるため、競争入札には適しないと考えている。  　感染状況等を見極めながら、感染収束時に複数事業者から見積書を徴取して適正金額を把握するなど、可能な範囲で発注手法を検討していきたい。 |
| ≪講　評≫  　　本件は、新型コロナウイルス感染症の宿泊療養施設において医師等による中和抗体療法を行う案件であるが、府として早期の体制整備が必要となり、対応可能な事業者へ緊急的に発注したものであることから、随意契約としたことは妥当と考える。感染拡大への適時の対応など、多忙な中で施設運営や事務作業を行っていることと思われるが、変更契約の取扱いなど、引き続き適切な契約手続きの執行に努められたい。 | |

**≪令和3年度第2回定例会議抽出事案に係る検討状況の報告≫**

|  |  |
| --- | --- |
| 委　　員　　意　　見 | 担 当 課 等 報 告 〔事務局より報告〕 |
| **【主要地方道 茨木摂津線（茨木箕面丘陵線） 橋梁解析検討業務委託】** | |
| ・本件は、総合評価落札方式により発注しているにもかかわらず、応札者が１者と少ない状況であるため、今後は、一者入札とならないよう、早期発注に努めるとともに、入札参加資格や総合評価項目の検討を行うなど、競争性の確保に努められたい。  ・特に、本件は特殊な業務内容であり、他自治体も含めて同種の発注事例が稀である中、入札参加資格や総合評価項目において同種の履行実績等を求めていることから、新規事業者を始めとした技術力のある者が参入できるような方法について検討されたい。 | ・建設コンサルタントにおける総合評価落札方式の発注は、令和4年度の全案件のうち約80％を第１四半期に発注しており、他機関との競合を避けて可能な限り早期に発注を行うよう努めている。  ・早期に発注を行った結果、令和4年6月中旬時点で開札が終わった11件のうち、一者入札が発生したのは1件のみであった。  ・また、茨木土木事務所においても、今年度の総合評価落札方式の発注について、第１四半期の発注を予定している。  ・なお、本件のような特殊な業務における入札参加資格等については、発注案件の業務内容と求める技術力を考慮して、適切な条件を設定するよう、引き続き努めていく。 |
| **【主要地方道 大阪臨海線外 舗装道機械清掃及び不法投棄物等除去業務（単価契約）（R3鳳土木事務所）】** | |
| ・本件を始め、府南部地域の同種業務については、ここ数年、価格競争が激化し、落札率が大幅に低下している中、このまま低価格での入札が続けば必要経費さえもまかなえず、道路管理における品質や安全性が低下するといった懸念が示された。  ・本業務においては、業務品質が府民の安全・安心に直結するとともに、事故を未然に防ぐ必要があることから、業務品質の確保を考慮した発注方法等について検討されたい。 | ・府民の安全・安心の確保に向け、危機意識を持って日々の履行管理の徹底に努めるとともに、緊急時にも府民生活に影響を及ぼさないよう、業者指導に努める。  ・業務の履行状況や出来ばえについては、適切に履行されていることを書類と写真により確認する。  ・また、入札における具体的な改善策として、令和4年度の発注より最低制限価格を設定することとした。  ・最低制限価格設定後、最初の公告を4月5日に行い、5月13日に開札したところ、参加者数は18者で、参加者数は最低制限価格を設定した後もやや増加している。  ・鳳土木事務所での発注では、落札者の落札率は68.3％で、最低制限価格をわずかに上回る額であった。なお、18者中3者は最低制限価格を下回り失格となった。  ・他事務所においても同様の傾向が見られ、落札率も同程度という結果になっている。  ・府民の安心・安全の確保に向け、引き続き業者指導に努めていく。 |